

## 別表A（リサイクル工法）

認定基準	
項目	基準
対象工法	再生資源を含有した建設資材を使用する工法を対象とする。
品質性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、施工性等が良好なことが試験施工、又は工事実績等で確認されていること。</li> <li>・ 施工に関する仕様が明確に定められていること。</li> <li>・ 次のいずれかの基準に適合又は準拠していること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日本工業規格（JIS）</li> <li>2) 長崎県建設工事共通仕様書</li> <li>3) 建築工事標準仕様書（官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係官庁連絡会議作成）</li> <li>4) その他当該工法の品質基準等で知事が適当と認めるもの</li> </ol> </li> </ul>
品質管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</li> <li>2. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</li> </ol>
再生資源の含有率	<p>再生資源を使用する建設資材に対する重量比で20%以上含有していること。</p> <p>なお、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等は認定できる。</p>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</li> <li>2. 原則として資材または原料（再生資源）が溶出量基準群及び含有量基準群の基準に適合していること。</li> </ol> <p>ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p>
環境負荷	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 再生資源を含有しない工法を採用した場合と比較したとき、環境負荷低減効果があること。</li> <li>2. 再生資源を含有しない工法を採用した場合と比較したとき、工法の採用等により環境負荷の増大が懸念される別表A - 1に定める項目について、環境負荷が増大しないこと。</li> </ol>

別表 A - 1 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<ol style="list-style-type: none"><li>1 . 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</li><li>2 . 新材による工法に比べ、原料や資材の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</li><li>3 . 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</li><li>4 . 廃棄時に新材からの工法に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</li><li>5 . 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</li><li>6 . 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</li></ol>
-----------------	---